全Ｌ協保安・業務Ｇ７第１４５号
令和７年１０月１５日

正　会　員　各　位

（一社）全国ＬＰガス協会

ＬＰガス販売事業者向け改正物流効率化法チェックリスト及びチェックリスト説明動画について　（お知らせ）

令和６年５月に公布された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（以下「改正物流効率化法」）の施行に伴い、改正物流効率化法による改正後の物資の流通の効率化に関する法律に基づく基本方針や、事業者の取り組むべき措置についての判断基準を定める省令等が、令和７年２月１８日付けで公布、同法の一部が令和７年４月１日から施行され、令和７年度から全ての事業者に努力義務が課せられ、特定荷主になるか否かを算定し、令和８年４月から特定荷主に該当する事業者は中長期計画や物流統括管理者（ＣＬＯ）の選任、定期報告が義務付けられるようになります。

また、令和７年９月２日付全Ｌ協保安・業務Ｇ７第１１３号にて、令和７年８月２９日付で同法改正に伴う関係省令が公布され、官報に掲載されましたことをお知らせしました。

この『改正物流効率化法』への対応等について、令和７年６月１２日開催の第１回流通委員会において検討した結果、自社が法律上の取扱貨物の重量９万トン以上の第一種荷主か第二種荷主に該当するか判断するためのチェックリストを作成することとなりました。

この度、ＬＰガス販売事業者向け改正物流効率化法チェックリスト及びチェックリスト説明動画を作成いたしました。ぜひご活用いただきますようお願いいたします。

なお、９月１７日、１８日に開催されました特定荷主制度に係るオンライン説明会動画が経済産業省 YouTube にて公開しておりますので、ご参考までにお知らせいたします。

さらに、令和７年８月に施行されました改正物流効率化法の関係省令を踏まえて、特定荷主が行う手続き等についてまとめた「特定荷主の手引き」について、経済産業省ホームページに掲載しておりますので、併せてご参考までにお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようよろしくお願いいたします。

記

１.添付資料

ＬＰガス販売事業者向け改正物流効率化法チェックリスト

・①(簡易版)　・②(概算版)　・③(詳細版)

２.ＬＰガス販売事業者向け改正物流効率化法チェックリスト説明動画は、当協会ホームページの会員サイトに掲載しております。

https://www.japanlpg.or.jp/member/

会員サイトにログイン後、画面左側に以下のバナーがございます。バナーをクリックすると動画が視聴できます。

３．ご参考 特定荷主制度に係るオンライン説明会動画、特定荷主の手引き

〇特定荷主制度に係るオンライン説明会動画

https://www.youtube.com/watch?v=APKOOV2Rw6M

説明会資料

https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/250917-18_material.pdf

〇特定荷主の手引き

https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/specified-sippers_ver.1.0.pdf

以　上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ　瀬谷、森、岩田

1.まずは、チェックリスト①をお読みになり、改正物流法上の自社の立ち位置をご確認ください。
2.さらに、特定荷主に該当可否のご確認が必要な場合は、チェックリスト②やチェックリスト③にて、概算や詳細にて数字を当てはめてご検討ください。

LPガス販売事業者向け
改正物流効率化法チェックリスト①
（簡易版）

2025年9月

一般社団法人 全国LPガス協会

©2025 Japan L.P.Gas Sales Association All Rights Reserved

新物効法上の「荷主」：用語の解説

【第一種荷主とは】

　自らの事業に関して継続して貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に貨物の運送を行わせることを内容とする契約を締結する者

【第二種荷主とは】

①　自らの事業に関して継続して貨物を運転者から受け取る者又は他の者をして運転者から受け取らせる者

②　自らの事業に関して継続して貨物を運転者に引き渡す者又は他の者をして運転者に引き渡させる者

【第一種荷主と第二種荷主の区別のしかた】

　発荷主が運送契約を行う場合は、発荷主が第一種荷主となり、着荷主が第二種荷主となる。引取物流など着荷主が運送契約を行う場合は、着荷主が第一種荷主となり、発荷主が第二種荷主となる。つまり、発荷主と着荷主どちらが運送契約を結んでいるかで区別をします。

©2025 Japan L.P.Gas Sales Association　All Rights Reserved

小売事業者向けかんたんQ＆A：特定荷主かどうかのかんたん判定

LPガス関連部門

LPガスを自家配送していますか？

はい → 自社車両で基地取り(引取り)の場合は、算定対象外です

シリンダー配送で容器置場入れ(届け)の場合は、第二種荷主で算定対象です

いいえ → 配送センターとの間で運送契約を締結していますか？

はい → 第一種荷主で算定対象です

いいえ → LPガスを年間**2万トン**販売(取扱)していますか？

はい → 容器の風袋を考慮するなどで**販売(取扱)トン数の約3倍を貨物重量**とします

いいえ → その他にオートスタンド店頭売り、バルク売り、ローリー売りがある場合は、その**販売(取扱)トン数を加えて合計の貨物重量**を算定します

石油製品関連部門

比重換算０.８で**３.75万kℓ**

石油製品を年間**３万トン**販売(取扱)していますか？　※自社車両での基地取りと配達は算定対象外です　※自社施設入れ(届け)は第二種荷主で算定対象です

はい → 運送契約の締結は誰が行っていますか？

Ⓐ 自社（**元請け運送事業者、物流子会社等に委託する場合を含む。**）

Ⓑ 取引先（**取引先の社用車両を利用する場合を含む。**）

それ以外の部門

Ⓐ → Ⓐ自社車両以外の車両で運送する貨物重量は**何万トン**ですか？

Ⓑ → Ⓑ自社車両以外の車両との間で受け取る・引き渡す貨物重量は**何万トン**ですか？

すべての取扱い品目について、年間の貨物重量を算定して自店の取扱貨物重量を確定します。

年間合計9万トン未満 → **第一種荷主**（※努力義務のみ） もしくは **第二種荷主**（※努力義務のみ）

年間合計9万トン以上 → **特定第一種荷主**（※中長期計画、定期報告等の対応が必要） もしくは **特定第二種荷主**（※中長期計画、定期報告等の対応が必要）

これらのいずれかに該当します

いいえ → 石油製品関連部門へ

©2025 Japan L.P.Gas Sales Association　All Rights Reserved

小売事業者のLPガスの運送パターン（自社施設等⇒一般消費者等）

JLSA

卸事業者

発注（商取引契約）

LPガス配送センター契約

小売事業者
自社施設

卸事業者との契約が、ローリー・シリンダー配送（指定先）とLPガス配送センター契約の場合

※.下記車両は全て自社車両が前提。契約先車両は算定対象（第一種荷主に該当）

受取側の一般消費者等は全てのパターンで着荷主で第二種荷主

配送センター

① 受取

シリンダー配送

② 受取

容器置場（収納庫）

⑥ 自家配送

自家配送

バルク配送

受取

一般消費者等

シリンダー・バルク先

充てん所

①と④は卸事業者が発荷主で第一種荷主

タンクローリ

③ 受取

充てん所

⑦ バルク配送

タンクローリ

需要家直送

⑧ 受取

④

②と③と⑤は小売事業者が着荷主で第二種荷主

タンクローリ

⑤ 受取

LPガススタンド LPG車

工業用需要家（タンクアップ先）

二次基地等

注1.自社車両で引取りした自社施設入れ分は算定対象外（第一種にも第二種にも非該当）

注2.契約先車両で引取りした自社施設入れ分は算定対象（第一種にも第二種にも該当）

©2025 Japan L.P.Gas Sales Association All Rights Reserved

【参考】小売事業者のLPガス以外の運送パターン（自社施設⇒一般消費者等）

卸事業者・仕入先

発注（商取引契約）

運送契約

各種配送

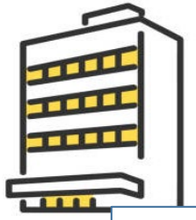

一般消費者等に直接届けは卸事業者・仕入先が発荷主で第一種荷主

様々な商流

注1.自社車両で引取りした自社施設入れ分は算定対象外（第一種にも第二種にも非該当）

注2. 契約先車両で引取りした自社施設入れ分は算定対象（第一種にも第二種にも該当）

受取

受取

小売事業者
自社施設

石油タンク

ガソリンスタンド

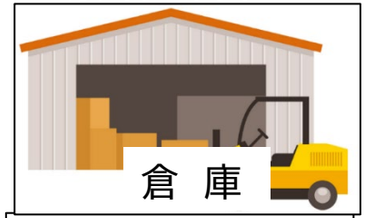

倉　庫

他の取扱い品　目

自社施設入れは着荷主で第二種荷主

仕入先事業者との契約が自社施設届け（指定先）の契約の場合

※.下記車両はどの商流でも、自社車両が前提、契約先車両は算定対象（第一種荷主に該当）

各種配送

受取側の一般消費者等は全てのパターンで着荷主で第二種荷主

受取

受取

受取

受取

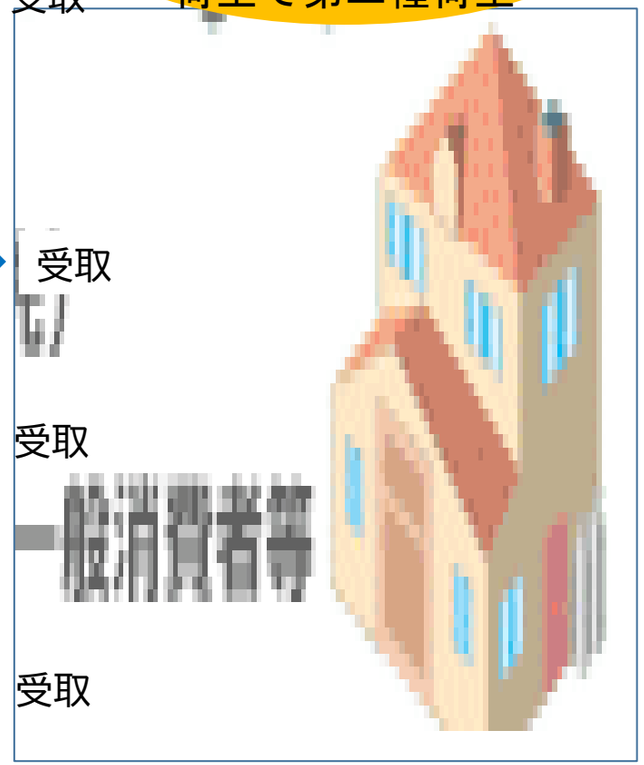

©2025 Japan L.P.Gas Sales Association　All Rights Reserved

LPガス販売事業者向け
改正物流効率化法チェックリスト②
（概算版）

2025年9月

一般社団法人 全国LPガス協会

©2025 Japan L.P.Gas Sales Association All Rights Reserved

新物効法上の「荷主」：用語の解説

【第一種荷主とは】

　自らの事業に関して継続して貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に貨物の運送を行わせることを内容とする契約を締結する者

【第二種荷主とは】

①　自らの事業に関して継続して貨物を運転者から受け取る者又は他の者をして運転者から受け取らせる者

②　自らの事業に関して継続して貨物を運転者に引き渡す者又は他の者をして運転者に引き渡させる者

【第一種荷主と第二種荷主の区別のしかた】

　発荷主が運送契約を行う場合は、発荷主が第一種荷主となり、着荷主が第二種荷主となる。引取物流など着荷主が運送契約を行う場合は、着荷主が第一種荷主となり、発荷主が第二種荷主となる。つまり、発荷主と着荷主どちらが運送契約を結んでいるかで区別をします。

©2025 Japan L.P.Gas Sales Association　All Rights Reserved

小売事業者向けかんたんQ&A：荷主の区分の考え方

自社車両以外の車両を貨物の運送・受取りに利用していますか？

いいえ

新物効法上の荷主には該当しない

※物流に関わる事業者には物流効率化法第32条の責務規定がかかります。

第32条の責務規定では、運転者の負荷低減等に努めなければならないとされています

はい

運送契約の締結は誰が行っていますか？

Ⓐ 自社

（元請け運送事業者、物流子会社等に委託する場合を含む。）

Ⓑ 取引先

（取引先の社用車両を利用する場合を含む。）

Ⓐ

Ⓐ 自社車両以外の車両で運送する貨物の年間重量はいくらですか？

9万トン以上 → **特定第一種荷主**
※中長期計画、定期報告等の対応が必要

9万トン未満 → **第一種荷主**
※努力義務のみ

Ⓑ

Ⓑ 自社車両以外の車両との間で受け取る・引き渡す貨物の年間重量はいくらですか？

9万トン以上 → **特定第二種荷主**
※中長期計画、定期報告等の対応が必要

9万トン未満 → **第二種荷主**
※努力義務のみ

【留意事項】

- 運送事業者との運送契約について、自社契約、取引先契約（自社で貨物の受渡しを行うものに限る。以下同じ。）の両方がある場合、第一種荷主、第二種荷主の両方に該当します。（フローチャートのⒶ、Ⓑ両方に該当します。）
- 取扱貨物の重量は、受取り、引渡しで区別せず、自社契約分、取引先契約分のそれぞれで、受取り分と引渡し分の貨物重量を合算します。（例えば、年間受取貨物重量５万ｔ、年間引渡貨物重量５万ｔ、いずれも取引先契約の運送事業者とやり取りしている場合、 第二種荷主としての取扱貨物重量10万ｔとなり、特定第二種荷主に該当します。）

©2025 Japan L.P.Gas Sales Association All Rights Reserved

小売事業者が特定荷主に該当するか概算で判定する方法

［概算判定法］

■取扱貨物重量の概算値を積算して9万トン超えるか判断します

◎取扱いの割合い、貨物重量の割合いが高い部門、品目から順番に考えましょう
（下記は小売事業者の取扱いが考えられる部門、品目です）

- □ LPガス関連部門・・・・・・・・・・・・ 年間売上数量の3倍（風袋考慮）＋ 自社施設の期末在庫数量 をkg換算 ※仕入数量ベースよりは簡易です
- □ 高圧ガス関連部門・・・・・・・・・・・ 〃 〃 〃
- □ 石油製品関連部門・・・・・・・・・・・ 年間売上数量 ＋ 自社施設の期末在庫数量 をkg換算 〃 （kℓ×0.8= kg）
- □ 住設機器関連部門・・・・・・・・・・・ 主要仕入商品の年間仕入台数 をkg換算 ※売上金額ベースよりは簡易です
- □ 設備工事・土木工事関連部門・・ 主要仕入部材の年間仕入数量 をkg換算 〃
- □ 上下水道工事関連部門・・・・・・・ 〃 〃 〃
- □ 食料品、飲料水関連部門・・・・・・ 年間売上数量 ＋ 自社施設の期末在庫数量 を kg換算換算 ※仕入数量ベースよりは簡易です
- □ 固形燃料関連部門・・・・・・・・・・・ 〃 〃 〃
- □ それ以外の部門・・・・・・・・・・・・・ 年間の売上数量や仕入数量でその形態に即して kg換算

注意1：上記記載の　年間は4月～翌年3月、期末は年度末の3月末日、自社施設は本店以外の拠点も含めて考えます。

注意2：部門ごとに年間の取扱貨物重量を、第一種荷主と第二種荷主に分けて算定します。 ※第一、第二の分け方は4～5ページ参照

算定対象となる　：自社車両以外で自社施設に入れた貨物重量と、直接または自社施設から需要家に届けた貨物重量です。

算定対象とならない：自社車両で自社施設に入れた貨物重量と、直接または自社施設から需要家に届けた貨物重量です。

©2025 Japan L.P.Gas Sales Association　All Rights Reserved

小売事業者のLPガスの運送パターン（自社施設等⇒一般消費者等）

JLSA

卸事業者

発注（商取引契約）

LPガス配送センター契約

小売事業者
自社施設

卸事業者との契約が、ローリー・シリンダー配送（指定先）とLPガス配送センター契約の場合

※.下記車両は全て自社車両が前提。契約先車両は算定対象（第一種荷主に該当）

受取側の一般消費者等は全てのパターンで着荷主で第二種荷主

配送センター

① 受取

シリンダー配送

② 受取

容器置場（収納庫）

⑥ 自家配送

自家配送

バルク配送

受取

一般消費者等

シリンダー・バルク先

充てん所

①と④は卸事業者が発荷主で第一種荷主

タンクローリ

③ 受取

充てん所

⑦ バルク配送

タンクローリ

需要家直送

⑧ 受取

④

タンクローリ

⑤ 受取

LPガススタンド LPG車

二次基地等

②と③と⑤は小売事業者が着荷主で第二種荷主

工業用需要家（タンクアップ先）

注1.自社車両で引取りした自社施設入れ分は算定対象外（第一種にも第二種にも非該当）

注2.契約先車両で引取りした自社施設入れ分は算定対象（第一種にも第二種にも該当）

©2025 Japan L.P.Gas Sales Association All Rights Reserved

【参考】小売事業者のLPガス以外の運送パターン（自社施設⇒一般消費者等）

卸事業者・仕入先

発注（商取引契約）

運送契約

各種配送

一般消費者等に直接届けは卸事業者・仕入先が発荷主で第一種荷主

様々な商流

注1.自社車両で引取りした自社施設入れ分は算定対象外（第一種にも第二種にも非該当）

注2. 契約先車両で引取りした自社施設入れ分は算定対象（第一種にも第二種にも該当）

受取

受取

小売事業者
自社施設

石油タンク

ガソリンスタンド

倉　庫

他の取扱い品　目

自社施設入れは着荷主で第二種荷主

仕入先事業者との契約が自社施設届け（指定先）の契約の場合

※.下記車両はどの商流でも、自社車両が前提、契約先車両は算定対象（第一種荷主に該当）

各種配送

受取側の一般消費者等は全てのパターンで着荷主で第二種荷主

受取

受取

受取

受取

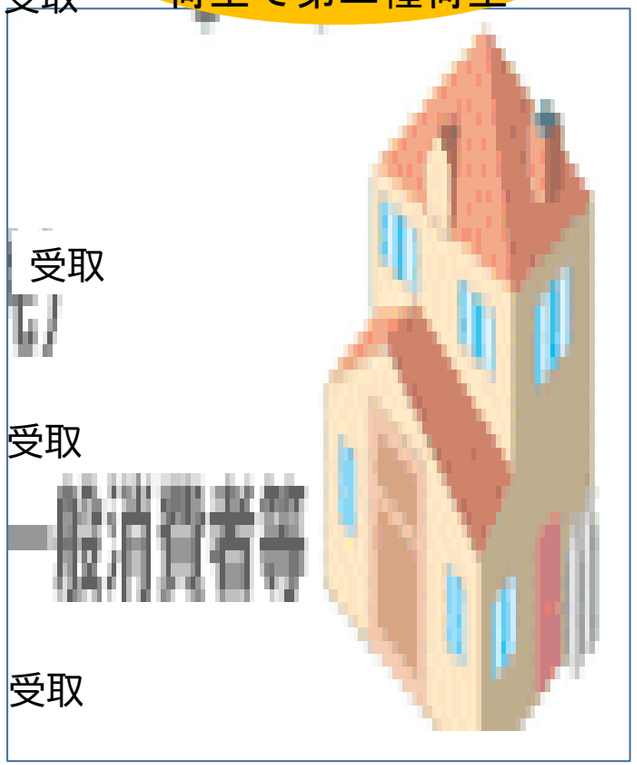

©2025 Japan L.P.Gas Sales Association　All Rights Reserved

LPガス販売事業者向け
改正物流効率化法チェックリスト③
（詳細版）

2025年9月

一般社団法人 全国LPガス協会

©2025 Japan L.P.Gas Sales Association All Rights Reserved

新物効法上の「荷主」：用語の解説

【第一種荷主とは】

　自らの事業に関して継続して貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に貨物の運送を行わせることを内容とする契約を締結する者

【第二種荷主とは】

①　自らの事業に関して継続して貨物を運転者から受け取る者又は他の者をして運転者から受け取らせる者

②　自らの事業に関して継続して貨物を運転者に引き渡す者又は他の者をして運転者に引き渡させる者

【第一種荷主と第二種荷主の区別のしかた】

　発荷主が運送契約を行う場合は、発荷主が第一種荷主となり、着荷主が第二種荷主となる。引取物流など着荷主が運送契約を行う場合は、着荷主が第一種荷主となり、発荷主が第二種荷主となる。つまり、発荷主と着荷主どちらが運送契約を結んでいるかで区別をします。

©2025 Japan L.P.Gas Sales Association　All Rights Reserved

小売事業者向けかんたんQ＆A：荷主の区分の考え方

自社車両以外の車両を貨物の運送・受取りに利用していますか？

いいえ

新物効法上の荷主には該当しない

※物流に関わる事業者には物流効率化法第32条の責務規定がかかります。

第32条の責務規定では、運転者の負荷低減等に努めなければならないとされています

はい

運送契約の締結は誰が行っていますか？

Ⓐ 自社

（元請け運送事業者、物流子会社等に委託する場合を含む。）

Ⓑ 取引先

（取引先の社用車両を利用する場合を含む。）

Ⓐ

Ⓐ 自社車両以外の車両で運送する貨物の年間重量はいくらですか？

9万トン以上 → **特定第一種荷主**
※中長期計画、定期報告等の対応が必要

9万トン未満 → **第一種荷主**
※努力義務のみ

Ⓑ

Ⓑ 自社車両以外の車両との間で受け取る・引き渡す貨物の年間重量はいくらですか？

9万トン以上 → **特定第二種荷主**
※中長期計画、定期報告等の対応が必要

9万トン未満 → **第二種荷主**
※努力義務のみ

【留意事項】

- 運送事業者との運送契約について、自社契約、取引先契約（自社で貨物の受渡しを行うものに限る。以下同じ。）の両方がある場合、第一種荷主、第二種荷主の両方に該当します。（フローチャートのⒶ、Ⓑ両方に該当します。）
- 取扱貨物の重量は、受取り、引渡しで区別せず、自社契約分、取引先契約分のそれぞれで、受取り分と引渡し分の貨物重量を合算します。（例えば、年間受取貨物重量５万ｔ、年間引渡貨物重量５万ｔ、いずれも取引先契約の運送事業者とやり取りしている場合、第二種荷主としての取扱貨物重量10万ｔとなり、特定第二種荷主に該当します。）

©2025 Japan L.P.Gas Sales Association All Rights Reserved

ＬＰガス関連　小売事業者新物効法チェックリスト

【注意事項】 LPガス以外にも、取扱い品目すべての貨物重量を算出する必要があります。下記のLPガスでの算出方法を参考にして算出してください。

手　順

1. 5ページのLPガスの運送パターン①～⑧と、7～9ページのF～H資料を参考にしてまず自社のLPガスの取扱いが、どの運送パターンにあてはまるかをイメージします。 ※複数のさまざまなパターンがあるはずです。
2. 1.であてはまるとイメージしたすべての運送パターンを、Ⅰ.自社の運送パターンで、①から⑧とH.の□四角欄に✔を入れて確定します。
3. 2.で✔を入れて確定した運送パターンについて、それぞれが第一種、第二種の荷主に該当するかを確定しながら、Ⅱ.該当する荷主に✔を入れます。 ※どちらかに限らず、両方に該当する、しないケースもあります。
4. Ⅱ.で✔を入れた第一種、第二種荷主の年間の取扱貨物重量をそれぞれ算出し確定します。
   その重量をⅢ.年間取扱貨物重量の第一種、第二種それぞれの欄に記入します。 ※ここでいう年間とは4月～翌年3月です。
5. Ⅲ.の第一種、第二種の荷主としてのそれぞれの合計重量を算出します。
   Ⅳ.取扱貨物重量が9万トン以上か否かを確定し、Ⅴ.の該当・非該当に✔を入れます。

その重量が9万トン以上であると特定荷主に該当し、その義務が生じます。

※新物効法は貨物重量の算定だけが問題ではありません。物流の各過程における障害・課題（ボトルネック）を見出し、その解決策を検討し具体的に解決していくため、流通を把握することが目的です。

©2025 Japan L.P.Gas Sales Association　All Rights Reserved

Ⅰ. 自社の運送パターン	Ⅱ. 該当する荷主 第一種・第二種・非該当	Ⅲ. 年間取扱貨物重量(百トン) 第一種・第二種
	四角欄には✔を入れる	ここにはトン数を入れる
□ ①LPｶﾞｽ(配送ｾﾝﾀｰ)	□・□・□	＿＿＿・＿＿＿
□ ②LPｶﾞｽ(ｼﾘﾝﾀﾞｰ配送)	□・□・□	＿＿＿・＿＿＿
□ ③LPｶﾞｽ(ﾛｰﾘｰ受取・充填所)	□・□・□	＿＿＿・＿＿＿
□ ④LPｶﾞｽ(ﾛｰﾘｰ需要家直送)	□・□・□	＿＿＿・＿＿＿
□ ⑤LPｶﾞｽ(ﾛｰﾘｰ受取・LPGｽﾀﾝﾄﾞ)	□・□・□	＿＿＿・＿＿＿
□ ⑥LPｶﾞｽ(自家配送・容器置場から)	□・□・□	＿＿＿・＿＿＿
□ ⑦LPｶﾞｽ(自家配送・充填所から)	□・□・□	＿＿＿・＿＿＿
□ ⑦LPｶﾞｽ(ﾊﾞﾙｸ・充填所から)	□・□・□	＿＿＿・＿＿＿
□ ⑧LPｶﾞｽ(ﾊﾞﾙｸ・充填所から)	□・□・□	＿＿＿・＿＿＿
□ H.LPｶﾞｽ(耐圧・新容器)	□・□・□	＿＿＿・＿＿＿

合計重量ⓐ＿＿＿・ⓑ＿＿＿＿＿＿

Ⅳ. 取扱貨物重量

ⓐ＋ⓑ＝ ＿＿＿＿ （百トン）

≒＿＿＿＿ （万トン）

Ⅴ. 特定荷主
（取扱貨物重量９万トン以上）

該当・非該当
□・□

四角欄には✔を入れる

©2025 Japan L.P.Gas Sales Association All Rights Reserved

小売事業者のLPガスの運送パターン（自社施設等⇒一般消費者等）

卸事業者

発注（商取引契約）

LPガス配送センター契約

小売事業者
自社施設

卸事業者との契約が、ローリー・シリンダー配送（指定先）とLPガス配送センター契約の場合

※.下記車両は全て自社車両が前提。契約先車両は算定対象（第一種荷主に該当）

受取側の一般消費者等は全てのパターンで着荷主で第二種荷主

配送センター

① 受取

シリンダー配送

② 受取

容器置場（収納庫）

⑥ 自家配送

自家配送

バルク配送

受取

一般消費者等

シリンダー・バルク先

充てん所

①と④は卸事業者が発荷主で第一種荷主

タンクローリ

③ 受取

⑦ 受取

タンクローリ

需要家直送

充てん所

バルク配送

⑧ 受取

④ 受取

②と③と⑤は小売事業者が着荷主で第二種荷主

工業用需要家（タンクアップ先）

タンクローリ

⑤ 受取

LPガススタンド LPG車

二次基地等

注1.自社車両で引取りした自社施設入れ分は算定対象外（第一種にも第二種にも非該当）

注2.契約先車両で引取りした自社施設入れ分は算定対象（第一種にも第二種にも該当）

©2025 Japan L.P.Gas Sales Association All Rights Reserved

【参考】小売事業者のLPガス以外の運送パターン（自社施設⇒一般消費者等）

卸事業者・仕入先

発注（商取引契約）

運送契約

各種配送

一般消費者等に直接届けは卸事業者・仕入先が発荷主で第一種荷主

様々な商流

注1.自社車両で引取りした自社施設入れ分は算定対象外（第一種にも第二種にも非該当）

注2. 契約先車両で引取りした自社施設入れ分は算定対象（第一種にも第二種にも該当）

受取

受取

小売事業者
自社施設

石油タンク

ガソリンスタンド

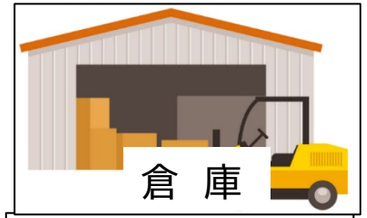

倉　庫

他の取扱い品　目

仕入先事業者との契約が自社施設届け（指定先）の契約の場合

※.下記車両はどの商流でも、自社車両が前提、契約先車両は算定対象（第一種荷主に該当）

各種配送

自社施設入れは着荷主で第二種荷主

受取側の一般消費者等は全てのパターンで着荷主で第二種荷主

受取

受取

受取

受取

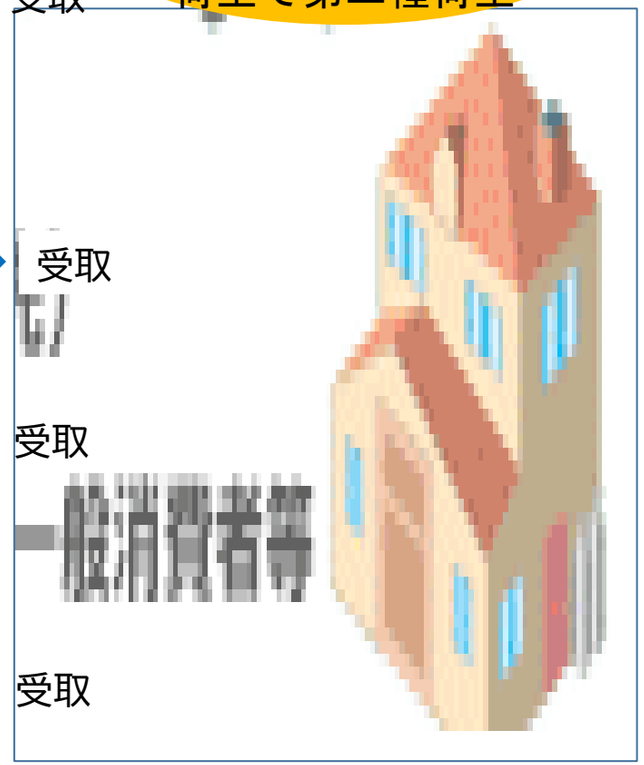

©2025 Japan L.P.Gas Sales Association　All Rights Reserved

F.　≪注意≫第1種荷主の算定について

90kg/本（LPガス50kg＆容器40kg）×200本
運送量　18,000kg

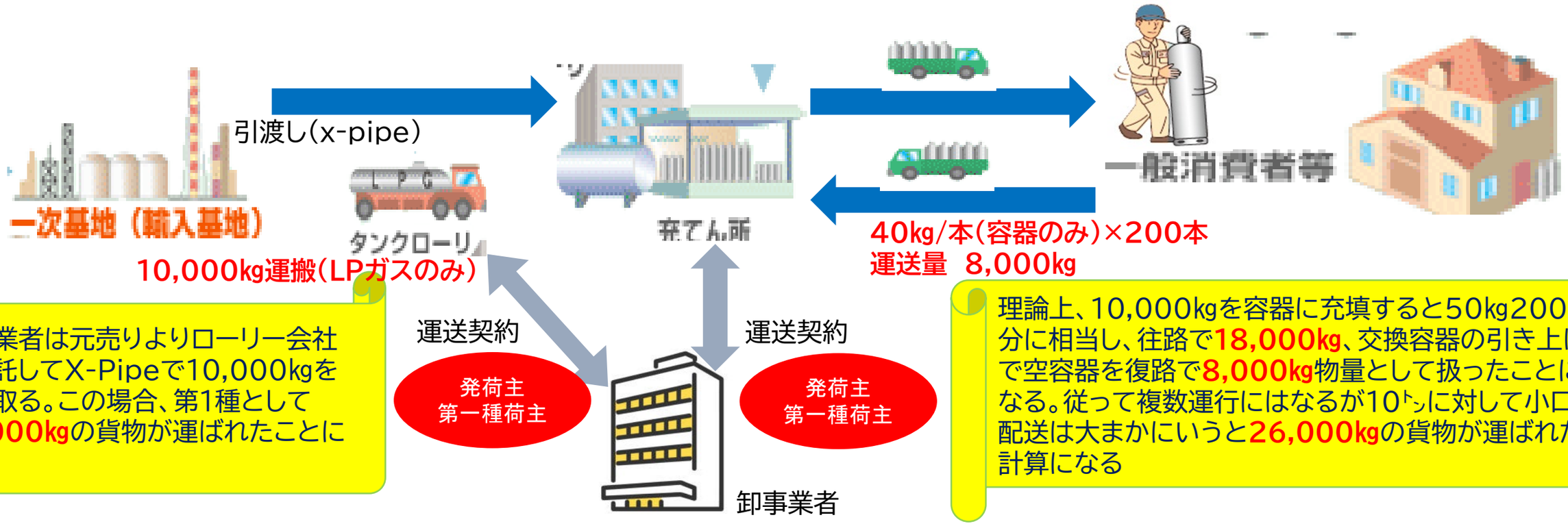

卸事業者は元売りよりローリー会社に委託してX-Pipeで10,000kgを引き取る。この場合、第1種として10,000kgの貨物が運ばれたことになる

理論上、10,000kgを容器に充填すると50kg200本分に相当し、往路で18,000kg、交換容器の引き上げで空容器を復路で8,000kg物量として扱ったことになる。従って複数運行にはなるが10ﾄﾝに対して小口配送は大まかにいうと26,000kgの貨物が運ばれた計算になる

上記の様に第1種に相当する会社（ローリー会社と運送契約があり、また小口配送をする会社（緑ナンバー）と配送契約がある会社）は基地（輸入基地または二次基地）から運搬してきたLPガスの数量に加えて、小口配送分の運送量を積算する必要がある。上記図だと以下の通りの考え方となる。

ローリー		小口配送往路		小口配送復路		合計の物量
10,000kg	＋	18,000kg	＋	8,000kg	＝	36,000kg

従って9万ﾄﾝ以上の販売量ではなく取り扱っている物量を算定し、特定荷主なるか否かを判断する必要があるため、販売量で4万ﾄﾝ～5万ﾄﾝの事業会社は慎重に算定をする必要がある

©2025 Japan L.P.Gas Sales Association　All Rights Reserved

G. ≪注意≫LPガス配送事業者の数量試算方法(充填容器配送量積算)

シリンダー配送車の配送量の積算には容器の質量も含まれます
従って、計算をしやすくするために下記の通り、バルブ込みの質量を
仮定し、往復の質量を計算します

50kg容器はLPG50kg＋容器約38kg(40kg) ≒ 90kg/本
30kg容器はLPG30kg＋容器約25kg(or 30kg)≒ 55kg/本(60kgでもよい)
20kg容器はLPG20kg＋容器約18kg(20kg) ≒ 40kg/本

充填所あるいはデポから家庭業務用または工業用消費者へのシリンダー配送の場合

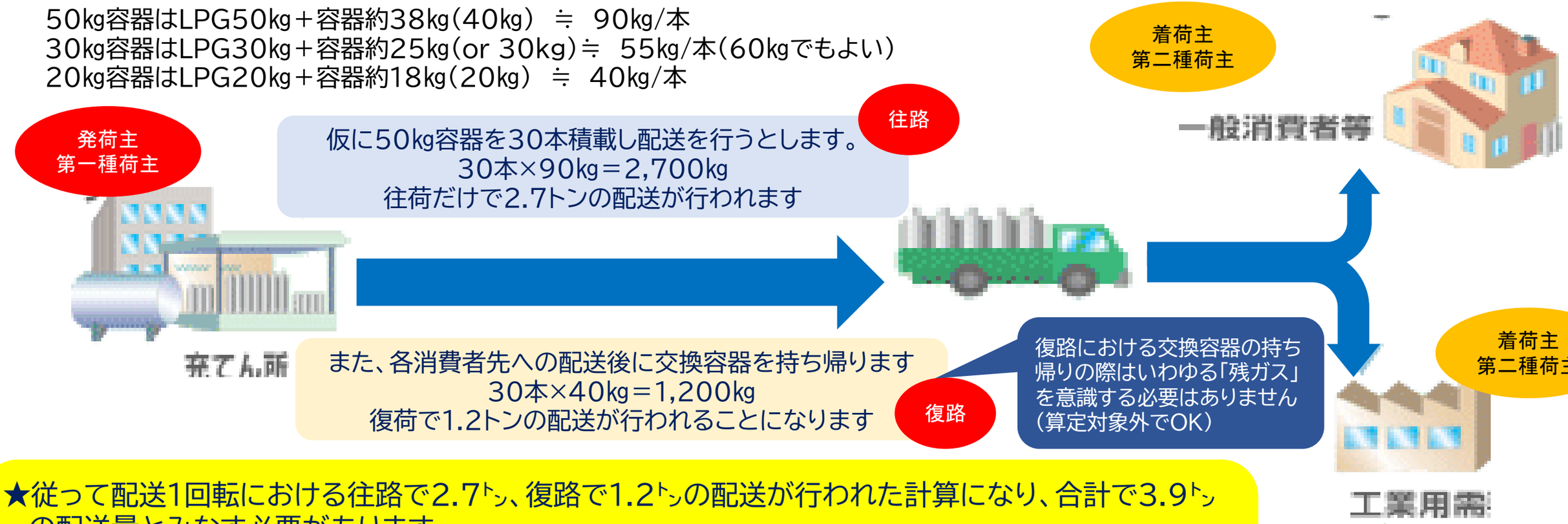

★従って配送1回転における往路で2.7ﾄﾝ、復路で1.2ﾄﾝの配送が行われた計算になり、合計で3.9ﾄﾝの配送量とみなす必要があります。
ただし、配送量の積算の必要があるのは緑ナンバー(営業用車両)のみとなり、白ナンバーの場合は対象外になります。また緑ナンバーでも販売と物流が同一法人で自社顧客配送分は対象外になります。
なお、バルクローリーのような運搬の場合は積載した数量(売上数量ではありません)が、積算数量になります。

※第二種荷主の場合は白ナンバーの車両から受入れる場合でも重量算定の対象になるので、特に工業用の取引先の場合は要注意

©2025 Japan L.P.Gas Sales Association All Rights Reserved

H. ≪注意≫耐圧検査容器について

今週は耐圧切れ容器の回収

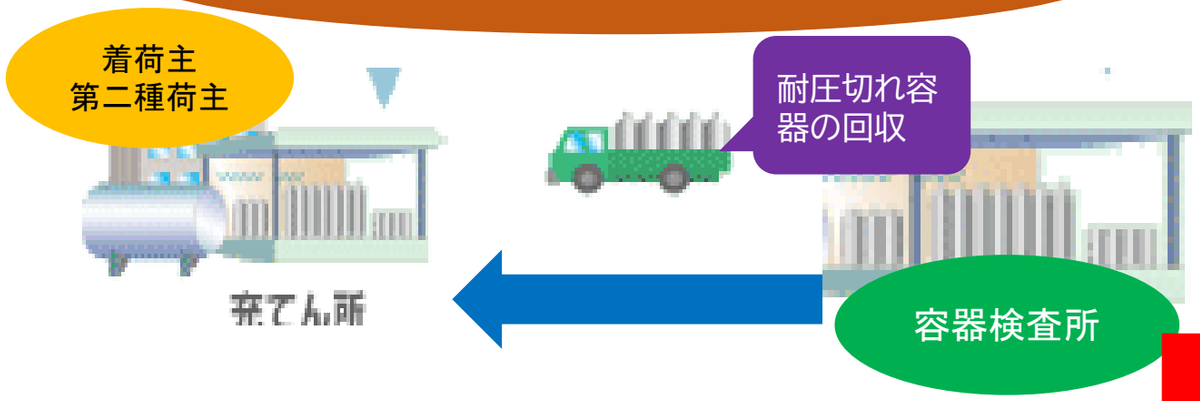

容器検査所が自社の平ボディトラックで充填所を周回し耐圧切れ容器を回収する。

（例） 容器検査会社が耐圧切れ容器を100本回収

100本×40kg（空容器）＝4,000kg

1週間後

注意：耐圧検査容器を検査所の車両ではなく、容器供出会社自らが傭車する場合は第一種荷主となるので注意

翌週、検査済容器を届ける

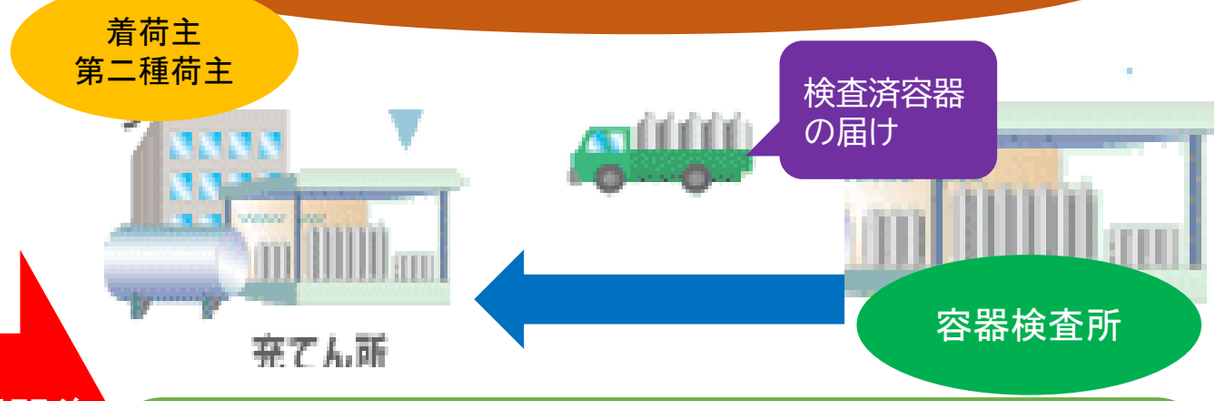

容器検査所が自社の平ボディトラックで先週、回収した容器の検査が終わり、同じく自社の平ボディトラックで充てん所に届ける

（例） 容器検査会社が検査済容器を100本納品

100本×40kg（空容器）＝4,000kg

上記の様に容器検査所へ耐圧検査をだすプロセスでは一般的に検査会社の車両が回収し、検査後届けてもらうパターンとなる。この場合は「第1種荷主」は存在しない。また、回収時と検査後の届けで2回の物量の算定が必要になる。結果的に充填所あるいは容器所有者は「第2種荷主」となり、以下の様な算定となる。

耐圧切れ容器回収 4,000kg ＋ 検査済容器の届け 4,000kg ＝ 合計の物量 8,000kg

©2025 Japan L.P.Gas Sales Association All Rights Reserved

≪参考≫LPガス以外の重量集計方法について

ご参考まで LPガス以外では集計方法にこの様な考え方もあります

トラック輸送単位で自社の取扱貨物の重量の**実績値**を都度記録

ただし、集計困難な場合には、以下の集計方法が許容される

①商品マスタ等登録されたシステムを基に算出

②容積重量（1立方メートル当たり280kg）を用いて算出

③運送トラック最大積載量を貨物重量として算出

④売上金額や仕入金額を基に貨物重量を算出

※事業に関して貨物の受取と引渡しの双方を行っている場合は、第一種荷主及び第二種荷主双方に該当し、それぞれの立場ごとに集計

©2025 Japan L.P.Gas Sales Association All Rights Reserved